

議事日程(第2号)

令和2年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第8号 令和2年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 令和2年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 令和2年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 令和2年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 令和2年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 令和2年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第15号 対馬市区長設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第16号 対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市交通保全保持に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第20号 対馬市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第24号 対馬市美津島総合公園条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 対馬市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第26号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例

- 日程第22 議案第29号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第30号 対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第31号 対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第32号 対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第33号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第27 議案第34号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(根緒地区)
- 日程第28 議案第35号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(根緒地区)
- 日程第29 議案第36号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(横浦地区)
- 日程第30 議案第37号 市道の認定について (阿須4号線)
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第32 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 令和2年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 令和2年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 令和2年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 令和2年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 令和2年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第7 議案第14号 令和2年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第8 議案第15号 対馬市区長設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第16号 対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市交通保全保持に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

- 日程第13 議案第20号 対馬市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第24号 対馬市美津島総合公園条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 対馬市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第26号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第30号 対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第31号 対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第32号 対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第33号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎縣市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第27 議案第34号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(根緒地区)
- 日程第28 議案第35号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(根緒地区)
- 日程第29 議案第36号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について  
(横浦地区)
- 日程第30 議案第37号 市道の認定について (阿須4号線)
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第32 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

出席議員 (19名)

1番	坂本 充弘君	2番	伊原 徹君
3番	長郷 泰二君	4番	春田 新一君
5番	小島 徳重君	6番	吉見 優子君
7番	渕上 清君	8番	黒田 昭雄君
9番	小田 昭人君	10番	山本 輝昭君
11番	波田 政和君	12番	小宮 教義君
13番	齋藤 久光君	14番	初村 久藏君
15番	大浦 孝司君	16番	大部 初幸君
17番	作元 義文君	18番	上野洋次郎君
19番	小川 廣康君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	阿比留伊勢男君	次長	國分 幸和君
課長補佐	梅野 浩二君	係長	柚谷 智之君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	有江 正光君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	桐谷 和孝君
しまづくり推進部長	武末 祥人君
観光交流商工部長	二宮 照幸君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉保険部長	古里 正人君
健康づくり推進部長	荒木 静也君
農林水産部長	佐々木雅仁君
建設部長	小島 和美君

水道局長 .....	波田 安徳君
教育部長 .....	阿比留裕史君
中対馬振興部長 .....	佐伯 正君
上対馬振興部長 .....	森山 忠昭君
美津島行政サービスセンター所長 .....	瀧川 昌浩君
峰行政サービスセンター所長 .....	田村 竜一君
上県行政サービスセンター所長 .....	原田 勝彦君
消防長 .....	主藤 庄司君
会計管理者 .....	松井 恵夫君
監査委員事務局長 .....	御手洗逸男君
農業委員会事務局長 .....	庄司 智文君

---

午前10時00分開議

○議長（小川 廣康君） おはようございます。

配付しております議事日程第2号により本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 議案第8号**

**日程第2. 議案第9号**

**日程第3. 議案第10号**

**日程第4. 議案第11号**

○議長（小川 廣康君） 日程第1、議案第8号、令和2年度対馬市診療所特別会計予算から日程第4、議案第11号、令和2年度対馬市介護保険特別会計予算までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、荒木静也君。

○健康づくり推進部長（荒木 静也君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第8号、令和2年度対馬市診療所特別会計予算につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

予算書は3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,057万6,000円と定め、第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を4ページから5ページにかけましての第1表歳入歳出予算に定めるところによるとしております。

それでは、6ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、主な予算につきまして御説明申し上げます。

本年度の予算の状況は、合計欄に記載のとおり4億5,057万6,000円で、対前年度比1,346万3,000円、2.9%の減でございます。これは、診療所医師の件費及び患者数の減による医療材料費、医薬品の減が予算額減額の主な要因でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款診療収入1項外来収入は、直営診療所の診療収入を、対前年度比約6.1%減の2億2,654万8,000円としております。

2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等手数料の収入見込み額を267万6,000円としております。

3款県支出金1項県補助金は、へき地医療対策費補助金を実績等をもとに1,500万円を計上いたしております。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、対前年度比約1.6%、284万7,000円減の1億6,868万円を計上いたしております。

6款諸収入1項雑入は、予防接種、特定健診等収入を対前年度比約7.2%増の3,717万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから13ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費に3億4,086万5,000円を計上しております。主なものといたしましては、1節報酬に診療所看護師等会計年度任用職員報酬及び医師報酬合わせて1億6,110万6,000円、11節需用費は、各診療所の光熱水費672万円、修繕料208万9,000円、12節役務費は、生化学検査手数料727万3,000円、通信運搬費167万1,000円、廃棄物処理手数料93万6,000円、13節委託料は、診療所への医師等派遣委託料、施設の保守点検委託料など3,317万2,000円、14節使用料等に診療所医事システム、派遣医師送迎タクシー借上料等937万1,000円、19節負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営費等補助金など1,133万4,000円を計上しております。

2款医業費1項医業費は、直営診療所の医業用機器リース料、医薬材料費など1億971万1,000円を計上しております。なお、14ページから15ページにかけまして給与費明細書を添付しておりますので、御参照願います。

以上、令和2年度診療所特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第9号から議案第11号につきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容について御説明申

し上げます。

まず、議案第9号、令和2年度対馬市国民健康保険特別会計予算でございますが、予算書の3ページをごらん願います。

令和2年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億3,324万8,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5億3,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、10ページから11ページをごらん願います。

1款1項国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職者被保険者等分を合わせまして8億5,476万5,000円を計上いたしております。

4款県支出金2項県補助金は、1目保険給付費等交付金として32億2,729万3,000円を計上いたしました。

12ページから13ページをお願いします。

6款繰入金は、1項他会計繰入金として1目一般会計繰入金で、1節保険基盤安定繰入金、2節職員給与費等繰入金、3節出産育児一時金等繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金を合わせまして3億7,410万9,000円を計上いたしました。2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金として7,239万9,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16ページから17ページをごらん願います。

1款総務費1項総務管理費は、主なものといたしまして1目一般管理費で12節役務費の通信運搬費、システム手数料及び13節委託料のシステム改修業務、3目医療費適正化特別対策事業は、月額会計年度任用職員の人件費などを合わせて、1項総務管理費に2,923万6,000円を計上いたしております。

18ページから19ページをお願いいたします。

2項徴税費の主なものといたしましては、月額会計年度任用職員の人件費、19節負担金、補助及び交付金の納税組合交付金などで1,850万6,000円を計上いたしました。

2款保険給付費1項療養諸費は、20ページから21ページをお願いいたします。

1目一般被保険者療養給付費など合わせて27億1,144万2,000円を計上いたしております。

2項高額療養費は、4億4,040万円の計上でございます。

4項1目の出産育児一時金は、55名分、2,310万円を計上いたしました。

22ページから23ページをお願いいたします。

5項1目葬祭費は、1件当たり2万円で70件を見込み、140万円を計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護給付金分、合わせまして12億2,698万8,000円を計上いたしております。

次に、5款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、22ページから25ページをごらん願います。

特定健康診査受診率向上のための会計年度任用職員の人件費及び特定健康診査の委託料、また負担金、補助及び交付金として人間ドックを受診されるときに助成として2万円を上限として130名分の260万円を計上いたしております。28ページから31ページに、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第10号、令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

3ページをごらん願います。

令和2年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を、歳出予算それぞれ3億9,206万1,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

10ページから11ページをごらん願います。

まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料合わせて2億3,801万5,000円を計上いたしております。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、1目事業費繰入金及び2目保険基盤安定繰入金を合わせまして1億5,345万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

14ページから15ページをごらん願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、2,788万1,000円を計上いたしました。主なものは、職員の人件費のほか19節の広域連合事務費負担金1,432万8,000円でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として3億6,349万円を計上いたしております。18ページから22ページに給与費明細書を添付いた

しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第11号、令和2年度対馬市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

3ページをごらん願います。

令和2年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億9,288万5,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

第2条で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項で計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたしております。

次に、歳入歳出予算の主な内容について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページから9ページをごらん願います。

1款保険料1項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料など6億3,734万円を計上いたしております。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に6億2,771万9,000円を、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金として3億7,335万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金と合わせまして10億801万6,000円を計上いたしました。

10ページから11ページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金は、1目介護給付費負担金5億3,322万1,000円、2項県補助金は、4目介護予防事業及び5目包括的支援事業などに係る地域支援事業交付金として4,182万9,000円を計上いたしました。

7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、職員給与等繰入金のほか4節の低所得者保険料軽減負担繰入金などを合わせまして6億6,805万4,000円を、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として7,084万7,000円を計上いたしております。

12ページから13ページをお願いいたします。

9款諸収入2項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入として介護予防サービス計画費のほか、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費など3,240万円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

14ページから15ページをごらん願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員給与などの人件費、一般事務費など6,448万9,000円を計上いたしております。

3項介護認定審査会費は、16ページから17ページをごらん願います。委員報酬、医師の意見書作成委託料など2,650万9,000円を計上いたしました。2目認定調査等費は、認定調査委託料など1,539万3,000円を計上いたしております。

5項1目計画策定委員会費は、委員会開催のための委員報酬、介護保険事業計画策定委託料など702万5,000円を計上いたしております。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費負担金など合わせまして31億5,467万2,000円を計上いたしております。

18ページから19ページをお願いいたします。

2項1目介護予防サービス給付費は、8,437万9,000円を計上いたしました。3項その他諸費は、1目審査支払手数料として356万8,000円、4項高額介護サービス等費は8,446万円、5項高額医療合算介護サービス費は1,506万1,000円、6項特定入所者介護サービス等費は2億3,000万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

20ページから21ページをお願いいたします。

8款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・生活支援サービス事業負担金など1億5,280万円を計上いたしました。2項一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費やケーブルテレビを利用した健康体操の放送委託料、介護予防団体助成金など806万6,000円を計上いたしております。

22ページから23ページをお願いいたします。

3項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センター3カ所の職員及び月額会計年度任用職員の人件費のほか、13節委託料の生活支援コーディネーター事業委託料、19節対馬市社会福祉協議会出向職員4名分の給料など、派遣職員給与等負担金、認知症ケア向上研修助成金など合わせて1億3,030万1,000円を計上いたしております。

24ページから25ページをお願いします。

2目任意事業費は、「認知症高齢者家族の集い」講師謝礼、権利擁護のための成年後見人制度報酬助成金などを合わせて219万4,000円を計上いたしております。4項その他諸費は、1目審査支払手数料、2目介護予防サービス計画策定委託料を合わせて1,289万8,000円を計上いたしました。26ページから32ページに、給与等明細書を添付いたしておりますので、御参照願います。

以上、議案第9号から議案第11号までの説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜

りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりましたが、都合により暫時休憩をします。

午前10時23分休憩

-----  
午前10時24分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

休憩前に説明が終わりましたので、これから4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

----- . ----- . -----  
**日程第5. 議案第12号**

○議長（小川 廣康君） 日程第5、議案第12号、令和2年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、佐伯正君。

○中対馬振興部長（佐伯 正君） ただいま議題となりました議案第12号、令和2年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,574万6,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページ及び5ページの第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

歳入について御説明申し上げます。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

1款事業収入1項事業収入の302万7,000円は、旅客運賃及び貨物運賃を計上しております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の1,442万5,000円は、赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

3款県支出金1項県補助金の360万6,000円は、赤字航路事業に対する県補助金でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金の2,458万7,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

5 款財産収入 1 項財産運用収入は、基金利子 1,000 円。

6 款繰越金 1 項繰越金は、前年度繰越金 10 万円を計上しております。

次に、歳出について説明申し上げます。

12 ページ及び 13 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項総務管理費の 2,409 万 9,000 円は、職員、船員等の人件費及び旅費並びに日本旅客船協会等の負担金を計上しております。

あわせて 14 ページ、15 ページもお願いいたします。

2 款施設費 1 項施設費の 1,542 万 9,000 円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料及び渡海船利用者陸上交通運行委託料が主なものでございます。そのほか、船員の研修旅費、傷害保険料、船舶保険料等を計上しております。

3 款公債費 1 項公債費の 611 万 8,000 円は、長板浦待合所建設及び渡海船建造に係る交通事業債の償還金元金、利子でございます。

また、4 款に予備費として 10 万円を計上しております。

16 ページから 17 ページには給与費明細書、21 ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

---

#### 日程第 6. 議案第 13 号

#### 日程第 7. 議案第 14 号

○議長（小川 廣康君） 日程第 6、議案第 13 号、令和 2 年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び日程第 7、議案第 14 号、令和 2 年度対馬市水道事業会計予算の 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、波田安徳君。

○水道局長（波田 安徳君） ただいま一括議題となりました議案第 13 号、令和 2 年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第 14 号、令和 2 年度対馬市水道事業会計予算につきましては、水道局所管の議案でございますので、御説明申し上げます。

まず、議案第13号、令和2年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書3ページをお願いいたします。

令和2年度対馬市の集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,399万9,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページから5ページの第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

予算概要の歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料269万4,000円は、下水道使用料。

3款繰入金1項他会計繰入金2,123万4,000円は、一般会計からの繰入金。

4款繰越金1項繰越金1,000円は、前年度繰越金。

5款諸収入1項雑入7万円は、下水道加入金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。10ページから11ページをお願いいたします。

1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費13万7,000円は、主に下水道使用料金の徴収業務委託料でございます。2目施設管理費829万1,000円は、集落排水処理施設の維持管理費でございます。

2款公債費1項公債費1,557万1,000円は、地方債償還金の元金及び利子を計上しております。12ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第14号、令和2年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の3ページをお願いいたします。

第1条で、令和2年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条で、業務の予定量は、給水戸数を1万5,812戸、年間総配水量を443万5,931立方メートル、1日平均給水量を1万2,227立方メートルとするものでございます。

主要な建設改良事業は3億6,585万円で、その内訳は施設整備事業等で9,035万円、簡易水道基幹改良事業は中央地区と三根地区の2つの簡易水道で2億7,550万円を予定しております。

第3条で、収益的収入の予定額を第1款水道事業収益11億5,030万3,000円、収益的支出の予定額を10億104万9,000円と定めるものでございます。

第4条で、資本的収入の予定額を第1款資本的収入2億8,302万5,000円、資本的支出の予定額を第1款資本的支出6億4,549万2,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,246万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,272万3,000円、当年度分損益勘定留保資金2億1,379万2,000円、減債積立金3,482万7,000円、建設改良積立金9,112万5,000円で補填するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で、一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第9条で、一般会計からの負担金の金額を定め、第10条で棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、提案するものでございます。

5ページから予算に関する説明書、25ページから附属資料を添付しておりますので、御参照ください。

以上、簡単でございますが、議案第13号、令和2年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算及び議案第14号、令和2年度対馬市水道事業会計予算の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第8号から議案第14号までの7件は、配付しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。再開を10時55分とします。

午前10時39分休憩

.....  
午前10時55分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

日程第8. 議案第15号

日程第9. 議案第16号

日程第10. 議案第17号

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第19号

日程第13. 議案第20号

日程第14. 議案第21号

日程第15. 議案第22号

日程第16. 議案第23号

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

日程第19. 議案第26号

日程第20. 議案第27号

日程第21. 議案第28号

日程第22. 議案第29号

日程第23. 議案第30号

日程第24. 議案第31号

日程第25. 議案第32号

○議長（小川 廣康君） 日程第8、議案第15号、対馬市区長設置条例の一部を改正する条例から日程第25、議案第32号、対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例までの18件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま一括上程となりました議案のうち、総務部所管分について順にその提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案第15号、対馬市区長設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表3ページをごらんください。

本条例をもって、市内各行政区に区長を委嘱し、各区長にお願いをしております事務補助の役務の対価として、報酬並びに費用弁償をお支払いしておりますが、令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、区長の任用区分が非常勤の特別職から私人となるため、その対価の支出科目を報酬から報償費に変更する必要があるため、第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項中報酬を謝礼金に改めるものです。

なお、附則で施行日を令和2年4月1日としております。

次に、議案第17号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表6ページをごらんください。

このたびの改正は、令和元年度に厳原町管内に整備を進めておりました移動通信用鉄塔施設が、

このたび完成の運びとなりました。ついては、対馬市移動通信用鉄塔施設の無線基地局として第2条の表に追加いたしたく、当該条例の一部を改正するものでございます。今回、追加いたします基地局は大板無線基地局の1カ所でございます。

なお、附則で施行日を令和2年4月1日としております。

次に、議案第18号、対馬市交通安全保持に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表は9ページでございます。

平成29年地方公務員法の改正により、同法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員の要件の厳格化に伴い、交通安全指導員については、その任務が公務員として行う必要がない業務に該当し、私人として取り扱うこととしたため、その処遇について改正を行うものです。

第6条については、字句の整理を行い、第8条を追加し、交通指導員の役務の対価の支払い方法などを規定するものです。

なお、附則で施行日を令和2年4月1日としております。

次に、議案第19号、対馬市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表は10ページでございます。

情報通信技術を活用し、行政手続きの利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、令和元年5月31日、通称、デジタル手法が交付され、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律が全部改正されたことに伴い、法律の題名が改称され、電子情報処理組織による申請などの条項が第3条から第6条に規定されたことにより、所要の改正を行うものであります。関係する条項は第6条第2項であり、その内容は新旧対照表のとおりでございます。

なお、附則で施行日を交付の日からとしております。

次に、議案第20号、対馬市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表は11ページでございます。

本条例は、正規職員と同様に年度任用の会計年度任用職員についても適用され、任用のたびに宣誓することとされておりましたが、令和2年1月17日付の総務省通知により、サービスの宣誓は任命権者が別段の定めをすることができる旨を条例で定め、任用形態や任用手続きに応じた方法で行うことが可能とされたため、その柔軟な運用のため所要の改正を行うもので、第2条に第2項を追加しております。

なお、附則で施行日を令和2年4月1日としました。

次に、議案第21号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表12ページをごらんください。

産業医は労働安全衛生法に基づき職員50人以上の勤務する巖原庁舎と豊玉庁舎においてそれぞれ専任をしておりますが、近年、病院または診療所の勤務医を専任することが常で、現状、医師が所属する病院などとの間で委託契約を締結していることから、第2条第8号を削除し、合わせて別表に規定しております産業医の項を削除するものです。

なお、附則で施行日を令和2年4月1日としております。

次に、議案第22号、対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表は14ページでお願いします。

職員の赴任に伴い支給される着後手当の日当相当額については、平成17年4月1日の市内日当の廃止にあわせて同様の取り扱いとしてきておりましたが、条文の字句の不備により市内日当が支給できるとも読み取れるものともなっていたため、去る、令和元年6月定例会において改正案を上程し、可決していただいたところであります。しかしながら、その改正内容において、逆に市外地を含めた全行程について日当相当額を支給できないこととも読み取れることとなったため、このたび改正を行うものであります。

なお、附則で施行日を交付の日からとしております。

次に、議案第23号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表15ページをごらんください。

行政財産の施設内に設置をします自動販売機の設置料の取り扱いについて、整理し適正な運用を図るため関係条項の改正を行うもので、今後の取り扱いについては設置料を含めた運用方法を新たに定めます要綱をもって行うことから、第8条でその委任について定めております。また、この後説明を行います議案第24号、議案第25号及び議案第26号についても、当該条例の改正に関連する条例の一部改正でございます。

なお、附則で施行日を令和2年4月1日としております。

先に述べました要綱につきましては、その骨子を参考資料として議案フォルダー内に格納しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 市民生活部長、俵輝孝君。

○市民生活部長（俵 輝孝君） ただいま一括議題となりました議案第16号、対馬市印鑑登録

及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

一部改正条例新旧対照表の4ページ、5ページを御参照くださるようお願いいたします。

今回の条例改正は、令和元年11月19日付で総務省から印鑑登録証明事務処理要綱の一部改正が発出されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。合わせて事務の遂行上、不明瞭な条文の削除、性別表記の削除及び印鑑登録原票削除に伴う本人への通知等の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、印鑑登録資格者については現行では成年被後見人は印鑑登録ができないことになっておりますが、意思能力を有しないものに改め、成年被後見人であっても法定代理人が同行し、本人の意思確認を確認できれば印鑑登録の申請を受理できるように改正するものであります。あわせて印鑑登録を行う場合、現行では氏名の名前での登録を行う場合、漢字の名を平仮名やカタカナ、また平仮名の名を漢字に変えて登録できる旨の記載がされております。

本人確認等において、疑義が生じる恐れがあるため、該当箇所を削除し、原則、住民基本台帳に記載された氏や名での印鑑登録を行うよう改正し、次に、印鑑登録証明書において現行、氏名、生年月日、性別、住所等の情報を記載しておりますが、性的少数者の人権が尊重されるよう、性別の記載を証明書から削除するよう改正。また、婚姻等に伴い、氏の変更等が発生した場合、氏で登録された印鑑は廃止といたしておりますが、登録者が把握できない事例が発生しており、氏の変更に伴う登録の抹消については、本人へ通知をするよう改正するものであります。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日といたしております。

以上で、議案第16号についての提案理由とその内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 教育部長、阿比留裕史君。

○教育部長（阿比留裕史君） ただいま一括議題となりました議案第24号、対馬市美津島総合公園条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表16ページをごらんください。

先ほど上程されました議案第23号の提案理由のとおり令和2年4月1日以降、市有財産の施設内に設置される自動販売機の設置料に関する取り扱いについては、その設置料の額を含め新たに定める要綱をもって行うことから、所要の改正を行うものです。

現行条例では、使用料について額は別表において定められておりますが、納付については指定管理者が管理する場合についてしか定められていないため、基本となる使用料の納付についても定めるものです。あわせて条例内の字句の誤りを訂正するものです。

まず、字句の修正ですが、第2条第3項中「既定の」を、「規定に」に改めるものです。

次に、第12条中第1項及び第2項を1項ずつ繰り下げ、第2項及び第3項とし、第1項に

「有料公園施設を利用する者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。」を加えるものです。

次に、別表2の3の表で、自動販売機の設置使用料が定められていますが、市有財産の目的外使用についてその使用料が統一されることに伴い、この表を削るものです。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日としております。

続けて、一括議題となりました議案のうち議案第27号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、教育委員会所管の議案でございますので提案理由を説明させていただきます。

新旧対照表24ページをごらんください。

今回の改正は、対馬市立浅海中学校を対馬市立豊玉中学校及び対馬市立大船越中学校に統合することに伴う所要の改正です。

24ページに記載のとおり第2条第10号中の「犬吠」を「大山～犬吠」に改め、「芦浦」の次に「～賀谷～濃部～仁位」を加え、第13号を削り、第14号を第13号とし、以下第15号から第28号までを1号ずつ繰り上げることとしております。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 福祉保険部長、古里正人君。

○福祉保険部長（古里 正人君） ただいま一括議題となりました議案第25号、議案第28号及び議案第29号につきましては、福祉保険部所管の議案でございますので、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

まず、議案第25号、対馬市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表の19ページをごらん願います。

この条例は、先ほど上程されました議案第23号の提案理由のとおり令和2年4月1日以降、市有財産の施設内の設置された自動販売機の設置料に関する取り扱いについては、その設置料の額を含め新たに定める要綱をもって行うことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則において施行日を先ほど申し上げた新たに定める要綱に準じ、令和2年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第28号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例につきましては、新旧対照表の25ページをごらん願います。

対馬市における保育所の配置につきましては、対馬市保育所配置計画並びに対馬市子ども・子育て会議などにお諮りしながら進めているところでございます。そのような中で、豆敷へき地保

育所につきましては、公益財団法人巖原愛育会が運営いたしておりましたが、園児数の減少により、今年度においては休園といたしておりました。この休園の間も、また今後の見通しにおいても園児数が好転する様子はなく、当保育所を閉園することで、保護者並びに地区の御同意をいただきましたので、本条例の改正をお願いするものでございます。

なお、附則において施行日を令和2年4月1日からといたしております。

次に、議案第29号、対馬市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表は26ページをごらん願います。

この条例は、対馬市において放課後児童健全育成事業を実施する上で設備及び運営に関する基準を定めた条例でございますが、今回の改正は厚生労働省の一部改正省令に基づき所要の改正を行うものでございます。

その主なものは、放課後児童健全育成事業を実施する際に、配置が必要となる放課後児童支援員の資格に係る基準の経過措置について、現行の5年から7年に2年間延長するものでございます。

なお、附則において施行日を令和2年4月1日からといたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第25号、議案第28号及び議案第29号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 観光交流商工部長、二宮照幸君。

○観光交流商工部長（二宮 照幸君） ただいま一括議題となりました議案第26号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容につきまして御説明申し上げます。

新旧対照表は20ページから23ページをごらんください。

今回の改正内容は、先ほど上程されました議案第23号の提案理由のとおり令和2年4月1日以降、市有財産の施設内に設置される自動販売機の設置料に関する取り扱いについては、その設置料の額を含め新たに定める要綱をもって行うことから、「あそうベイパーク」の自動販売機の設置利用料の項を削除するとともに、神話の里自然公園の設備等にスタンドアップパドルボード（SUP）を導入することによる使用料の設定に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、別表第2の「あそうベイパーク」の自動販売機設置利用料の項を削り、神話の里自然公園の設備等にスタンドアップパドルボード（SUP）を追加し、使用料を1枚、1時間600円と定めるものでございます。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日からといたしております。

参考までに、スタンドアップパドルボード（SUP）について、少し御説明を申し上げます。

スタンドアップパドルボードは、その頭文字をとってSUP、サップと読みますけれども、立ち漕ぎボードとの呼び方もございます。イメージ的にはサーフィンをするときのサーフボードをイメージしていただければいいと思いますけれども、それを少し大きくしたものでございます。その上に立ってパドルという長い「かい」を使い、こいで水面を進む乗り方になります。こども、女性も気軽に楽しめ、体感トレーニング等にも利用されるなど、注目がされてきておりますことから、今回、導入をしたものでございます。

以上で、議案第26号についての提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 健康づくり推進部長、荒木静也君。

○健康づくり推進部長（荒木 静也君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第30号につきましては、健康づくり推進部の所管でございますので、その提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は28ページをお願いいたします。

このたびの条例の一部を改正する条例の御提案では、令和元年12月定例会におきまして上程を申し上げ、御決定いただきました会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例中、第12条第2項の業績手当支給額の算定方法に記述の誤りがございましたので、新旧対照表28ページのとおり、現行の棒線部分の削除を行おうとするものでございます。

なお、附則で施行日を令和2年4月1日といたしております。

以上、議案第30号の説明をおわります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） 一括議題となりました議案第31号、対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

新旧対照表の29ページをお願いいたします。

漁港施設の有効活用に係る規制緩和により、平成31年4月1日付で農林水産事務次官より模範漁港管理規程例一部改正の通知がなされております。

本市におきましても、陸揚・集出荷機能等を拠点漁港に集約化するなど、漁港機能のさらなる再編・集約化とあわせ、民間活力の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわいの創出の場として、漁港の有効活用をさらに推進するため、所要の改正を行うものであります。

その内容につきましては、第13条第3項の占用の期間の定めについて、現行の1月以内を10年以内に改正するものであります。

なお、附則で施行日を令和2年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしく  
お願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 上対馬振興部長、森山忠昭君。

○上対馬振興部長（森山 忠昭君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第32号、  
対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説  
明いたします。

新旧対照表30ページから32ページをお願いします。

今回の改正内容は、佐須奈地区定住促進住宅につきまして、長崎県が昭和43年、45年に職  
員住宅として3棟9世帯分を建設したもので、その住宅を旧上県町が平成11年に取得し、居  
住・定住を希望する者の住宅不足の解消を図ることを目的として設置したものでありますが、  
建物の老朽化により外壁等の損傷が激しく、また設備機器等の故障も頻繁に発生し、このまま維  
持管理するには修繕に多大の経費が必要となってきます。また、入居希望者もなく長期間空室状  
況が続いていることから、今回、条例により削除するものでございます。

なお、附則で施行期日を令和2年4月1日といたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから18件について質疑を行います。

まず、議案第15号及び議案第17号から議案第23号までの総務部関係条例の8件について  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第16号の市民生活部関係条例について質疑はありあせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第24号及び議案第27号の教育部関係条例の2件について  
質疑はありあせんか。

10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 議案第24号についてお尋ねをいたします。

25号、26号も関連の自販機の1月、1万470円が別表から削除されることには異議はご  
ざいせんが、市長にお尋ねをいたします。

私が調査した範囲では、今までの月額3,000円が指定管理者の収入になっているようで  
ありますが、間違いはないかをお尋ねします。

それから、地方自治法第244条の9号ですかね。指定管理者の収入にするには、条例でその  
金額を定めなければならないとなっております。その条例の金額の範囲内で当該地方公共団体と  
指定管理者が話し合いの上、そして金額を設定すると、その場合には指定管理者の収入にしてい

いですよということになっておりますが、それが正しかれば、この15年間、延々に指定管理者の収入になぜしてきたのか。

それから、4月からいわゆる新年度からこの要綱を見ておりませんが、三千幾らになるかと思うんですが、延々と続いてきたいわゆる指定管理者制度あるいは地方自治法を無視して指定管理者の収入にするのか、あるいは地方自治法、指定管理者制度を尊重して市の収入にするのか。

この指定管理者制度は、平成15年の6月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入されております。よって、対馬市も対馬市誕生と同時に、この指定管理者制度を導入してきたものと思っております。

以上3点、質問回数は3回ですから、まとめてお答えをお願いします。

○議長（小川 廣康君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 申しわけございませんけども、総務部長のほうから答えさせていただきます。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 小田議員の質問にお答えいたします。

指定管理者が管理する施設において、従来まで3,000円の設置料を指定管理者の収入としてきたことは間違いないかということでございますが、この点につきましては、年度までは承知をしておりますが、指定管理者制度が導入されたのちに、庁内会議におきましてそのあたりの取り扱いをどうするかという話の中で、この指定管理者の自主事業として捉えますというような文書が発出をされておきまして、それで従来までやってきております。

この件につきましては、前回、9月の定例会の一般質問の折でございましたが、そのあたりにやっぱり適正な運用でなかったということは説明をさせていただいたというふうに記憶しております。その上において、今回、新年度に向けまして関係の法規等を整理してまいりますというのが市長の答弁でございました。

地方自治法244条9号に基づきます指定管理者が利用料を収入していいのかと、そういうふうに法に規定はしてあるがということで、条例にうたわないといけなんじゃないかということでございます。

この点につきましても、9月の定例会の折に、各種公園に自動販売機を設置するというのは、公園施設の利用の目的には合致していない、いま一つちょっと違うんじゃないかと。当初の合併前、旧美津島町の時代からの条例でございまして、その点につきましても適当ではないというような見解を示させていただいたと思っております。

条例で、使用料等を規定する場合は、市民に幾分か負担をお願いする場合は、当然、条例規定事項ですよということで、今回は、自動販売機を設置を希望する事業者に対するものでござい

まして、他自治体の運用のあり方等も調査・研究をした上で、先ほどの改正案のとおり要綱に委任するような形で整理をさせていただいております。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 指定管理者制度で自主事業になるのは、対馬市は行政財産の目的外使用で自動販売機の設置を許可しておるわけですから、それでは当然、自主事業には該当しません。

よって、合併当時そういう話をしたということですけど、今、有江部長が言いました地方自治法の244条の2項、この時はもうはっきり条例でうたいなさいと、そうしないと市町村の収入になりますよということで、今、公園等設置条例も別表でずらっと何百円、何千円、1日何とか単位で条例でうたってあります。そういう場合は指定管理者の収入としていいですよ、はっきり地方自治法でうたってありますから、要綱で何であろうと、自主事業に該当しない以上、地方自治法を私は尊重すべきだと、このように思っております。4月からは、どのような取り扱いになるんですか。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） 指定管理者が行う自主事業の考え方でございますが、今回、要綱の骨子ということで資料を提出をさせていただいております。その中にも記載しておりますとおり指定管理者が管理いたします施設の取り扱いに関しては、先ほど小田議員から御指摘のとおり行政財産の目的外使用につきましては、市長の権限とされていることでもありますので、指定管理者が市長に対し目的外使用の許可申請を行っていただくと。設置希望者との間で発生する設置料について、会計事務の効率化を図る観点から、指定管理者制度の中で利用料金制度というのが認められておりますが、そのような趣旨をもちまして自主事業に準ずるものというような位置づけで整理をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 10番、小田昭人君。

○議員（10番 小田 昭人君） 今、要綱を見てもみたら、これ使用料となっておりますね。使用料については地方自治法で、条例で定めなさいということになっております。これは要綱じゃなくて条例で定めるべきものと思いますが、どうでしょうか。使用料であれば地方自治法の条項は忘れましたが、条例で定めなさいとなっております。

○議長（小川 廣康君） 総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） この資料、小田議員、御指摘のとおり使用料というような字句だけを捉えれば、おっしゃるとおり公債権ということになりますので、まさしく市がそのまま収納す

べきというのが基本的な考え方であろうと思います。

この文、使用料という表現をさせていただいておりますが、資料の中で、こちらとしては設置料、その場所を事業者に対して設置して利用していただくというような意味合いで整理をしたつもりでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小川 廣康君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第25号、議案第28号及び議案第29号の福祉保険部関係条例の3件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第26号、観光交流商工部関係条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第30号の健康づくり推進部関係条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 次に、議案第31号の農林水産部関係条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 最後に、議案第32号の上対馬振興部関係条例について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております18件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。18件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから18件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第15号、対馬市区長設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、対馬市交通安全保持に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、対馬市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、対馬市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、対馬市美津島総合公園条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、対馬市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、対馬市会計年度任用職員である医師の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、対馬市定住促進住宅条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第26. 議案第33号

○議長（小川 廣康君） 日程第26、議案第33号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎縣市町村総合事務組合同約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長（有江 正光君） ただいま議題となりました議案第33号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎縣市町村総合事務組合同約の変更について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

新旧対照表は33ページでございます。

退職手当に関する事務を共同処理しております長崎縣市町村総合事務組合から令和2年4月31日をもちまして長崎市が脱退する旨の協議があったため、同組合からの脱退の同意と同組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、施行日を令和2年5月1日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は委員会委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

議案第33号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び長崎縣市町村総合事務組合規約の変更について討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。  
本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。  
昼食休憩といたします。再開を1時ちょうどからといたします。  
午前11時50分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（小川 廣康君） 再開します。

---

日程第27. 議案第34号

日程第28. 議案第35号

日程第29. 議案第36号

○議長（小川 廣康君） 日程第27、議案第34号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒地区）から日程第29号、議案第36号、あらたに生じた土地の確認及び字

の区域の変更について（横浦地区）までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、佐々木雅仁君。

○農林水産部長（佐々木雅仁君） ただいま一括議題となりました議案第34号から議案第36号までは、農林水産部所管の議案でございますので、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

また、議案第34号と議案第35号は議案名が同じでございますが、同地区内に対象工区が2工区ございますので、工区別に上程いたしております。

議案書の47ページをお願いいたします。

議案第34号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒地区）でございますが、本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条の第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、旧美津島町が事業主体で施行しました根緒漁港整備事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を美津島町根緒字根緒原陽に編入しようとするものでございます。土地の位置につきましては、議案書49ページの位置図にA工区として示している部分でございます。

また、議案書50ページと51ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、美津島町根緒字根緒原陽51の第2及び73の2地先で、面積が802.68平方メートルの土地でございます。

次に、53ページをお願いいたします。

議案第35号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒地区）でございますが、本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、旧美津島町が事業主体で施行しました根緒漁港整備事業に伴い、漁港施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を美津島町根緒字根緒原陽に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、議案書55ページの位置図にB工区として示している部分でございます。

また、議案書56ページと57ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、美津島町根緒字根緒原陽73の2及び73の6地先で、面積が261.21平方メートルの土地でございます。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第36号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（横浦地区）でございますが、本案件は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願いするものでございます。

本件は、旧豊玉町が事業主体で施行しました塩浜漁港整備事業に伴い、漁港移設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この水域を豊玉町横浦字見世浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、議案書61ページの位置図に赤色で示している部分でございます。

また、議案書62ページと63ページの字図及び求積平面図に着色表示している部分で、豊玉町横浦字見世浦98の1及び98の2地先で、面積が1万2,509.61平方メートルの土地でございます。

以上、簡単でございますが、議案第34号から議案第36号までの説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、3件について一括して討論、採決を行います。

議案第34号及び議案第35号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒地区）及び議案第36号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（横浦地区）の3件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。3件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第30. 議案第37号

○議長（小川 廣康君） 日程第30、議案第37号、市道の認定について（阿須4号線）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、小島和美君。

○建設部長（小島 和美君） ただいま議題となりました議案第37号につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

本案は、市道に認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定のより、議会の議決を求めるものでございます。

議案書66ページをお願いいたします。

本路線につきましては、市道日吉阿須線の一部を用途廃止することに伴い、道路の区域が変更となるため、現存する道路を新たに阿須4号線として認定しようとするものでございます。厳原町東里字立石57番3地先を起点とし、厳原町東里字立石64番2地先を終点とする延長182.7メートルの道路でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第37号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第37号、市道の認定について（阿須4号線）について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 諮問第1号

### 日程第32. 諮問第2号

○議長（小川 廣康君） 日程第31、諮問第1号及び日程第32、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） ただいま一括議題となしました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります志田博俊氏及び宮原嗣明氏の2名の任期が本年6月30日をもって満了となりますので、後任として多田満國氏及び古藤陸仁氏を委員に推選いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。

多田満國氏は、峰町賀佐39番地にお住まいで、平成28年3月に対馬市役所を退職され、現在、一般社団法人対馬市国際交流協会の評議員、社会福祉法人幸生会の理事を務められています。これまでの行政経験等を生かして、民俗性の違い等で生じている外国人の人権問題や高齢者及び障害のある方の人権問題の解消に熱意をお持ちでございます。

古藤陸仁氏は、上対馬町河内79番地にお住まいで、平成31年3月に退職されるまでの35年間の教職経験からこどものいじめ、虐待や貧困、学校や家庭、地域でのこどもの人権問題の解消に熱意をお持ちです。

候補者の2名は、広く社会の実情に精通され、人格、見識ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小川 廣康君） 説明が終わりました。これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから2件について、各案ごとに討論、採決を行います。

諮問第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第1号は多田満國氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。諮問第1号は、多田満國氏を適任とすることに決定をいたしました。

次に、諮問第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第2号は古藤睦仁氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川 廣康君） 異議なしと認めます。諮問第2号は、古藤睦仁氏を適任とすることに決定いたしました。

---

○議長（小川 廣康君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時14分散会

---